

庁名 長崎地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧（令和7年2月17日～）

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金 （お釣りのないように 御準備ください。）	備 考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	9		10		4	6	8	6000円	6000円 （※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。）	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、3500円分の郵便切手（内訳：500円4枚、110円11枚、50円3 枚、20円5枚、10円4枚）を追加してください（但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場 合は1人と換算する。）。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに4000円を追加してください（但し申立側複数人に 同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。）。
	控訴 （高裁宛の控訴状、高裁宛の上 告状）	8			20	10	10	10	6800円	6800円 （※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。）	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、2700円分の郵便切手（内訳：500円4枚、100円6枚、10円10 枚）を追加してください（但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算す る。）。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに2700円を追加してください（但し申立側複数人に 同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。）。 ※予納金の場合、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。電子納 付を希望する場合は、福岡高等裁判所から「保管金提出書」が送付されますので、その後に予 納してください。
	控訴提起に伴う強制執行停止申 立事件	4		4					2440円	3000円 （※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。）	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、1220円分の郵便切手（内訳：500円2枚、110円2枚）を追加して ください（但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。）。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに2000円を追加してください（但し申立側複数人に 同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。）。
	再 審	4		6		3	5	9	3000円	3000円 （※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。）	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、1500円分の郵便切手（内訳：500円2枚、110円3枚、50円2枚、 20円2枚、10円3枚）を追加してください（但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合 は1人と換算する。）。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに2000円を追加してください（但し申立側複数人に 同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。）。
	抗 告 （高裁宛での抗告状）	4			10	4	10	10	3500円	3500円 （※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。）	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、1500円分の郵便切手（内訳：500円2枚、100円4枚、10円10 枚）を追加してください（但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算す る。）。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに1500円を追加してください（但し申立側複数人に 同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。）。 ※予納金の場合、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。電子納 付を希望する場合は、福岡高等裁判所から「保管金提出書」が送付されますので、その後に予 納してください。
	再抗告 （高裁宛での再抗告状）	8			10	10	10	10	5800円	5800円 （※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。）	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 当事者が1名増えるごとに、2700円分の郵便切手（内訳：500円4枚、100円6枚、10円10 枚）を追加してください（但し申立側複数人に同じ代理人が付いている場合は1人と換算す る。）。 左記の郵便切手には、再抗告提起通知書送達料が含まれています。 ※予納金の場合、当事者が1名増えるごとに2700円を追加してください（但し申立側複数人に 同じ代理人が付いている場合は1人と換算する。）。 ※予納金の場合、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。電子納 付を希望する場合は、福岡高等裁判所から「保管金提出書」が送付されますので、その後に予 納してください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金 (お釣りのないように 御準備ください。)	備 考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事調停	民事調停								備考欄のとおり		申立先へお問い合わせください。
民事執行	担保不動産競売申立て 強制競売申立て(本庁)								※本庁は予納金から 払出し。備考欄※参 照。また物件が西海市 の場合は別途お問い 合わせください。	50万円 ※電子納付利用者登録を 行っている場合は、登録コ ードをお知らせください	物件数1～5筆は50万円、物件数6～10筆は60万円 物件数11筆以上は、5筆毎に10万円を加算してください。 ※保管金の電子納付コードを取得していない場合や保管金提出書の郵送を希望する場合は11 0円切手1組追加
	担保不動産競売申立て 強制競売申立て(本庁以外の支 部)	20		50		4	10	10	16000円	50万円 ※電子納付利用者登録を 行っている場合は、登録コ ードをお知らせください。	物件数1～5筆は50万円、物件数6～10筆は60万円 物件数11筆以上は、5筆毎に10万円を加算してください。
	債務名義に基づく債権差押え	5		6		2	3		3320円		※左記の郵便切手合計額は、債務者・第三債務者が各1名の場合です。 (内訳) ○1290円×第三債務者数(第三債務者への送達費用) ○1220円×債務者数(債務者への送達費用) ○110円(債権者への送付費用) ○590円(500円×1枚、50円×1枚、20円×2枚)×第三債務者数(第三債務者から裁判所へ の陳述書返送費用、陳述催告がない場合は予納不要) ○110円×第三債務者数(第三債務者から債権者への陳述書返送費用、陳述催告がない場合 は予納不要) ※第三債務者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて1990円分(500円×3枚、110円×3 枚、50円×2枚、20円×3枚)(陳述催告がない場合は1290円分(500円×2枚、110円×2 枚、50円×1枚、20円×1枚))の郵便切手を予納してください。
	養育費等に基づく債権差押え	5		6		2	3		3320円		※左記の郵便切手合計額は、債務者・第三債務者が各1名の場合です。 (内訳) ○1290円×第三債務者数(第三債務者への送達費用) ○1220円×債務者数(債務者への送達費用) ○110円(債権者への送付費用) ○590円(500円×1枚、50円×1枚、20円×2枚)×第三債務者数(第三債務者から裁判所へ の陳述書返送費用、陳述催告がない場合は予納不要) ○110円×第三債務者数(第三債務者から債権者への陳述書返送費用、陳述催告がない場合 は予納不要) ※第三債務者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて1990円分(500円×3枚、110円×3 枚、50円×2枚、20円×3枚)(陳述催告がない場合は1290円分(500円×2枚、110円×2 枚、50円×1枚、20円×1枚))の郵便切手を予納してください。
	債権差押えの範囲変更	6		10		1	1		4170円		(内訳) 1290円×1組 1220円×2組 110円×4組 ※上記1290円は100g定形郵便が基準となっているため、提出資料の重さにより、郵便切手を 追加していただくことがあります。
	財産開示	8		15		5	10	10	6200円	7000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。)	※左記の郵便切手合計額は、双方1名ずつの場合です。 申立人又は債務者が2名以上になる場合は別途、申立先へお問い合わせください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金 (お釣りのないように 御準備ください。)	備 考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事執行	情報取得(預貯金)	3		4		2	3	1	2110円	2000円×第三者数 (第三者への報酬支払のため に納付してもらうもので す。別途、郵便切手の予納が 必要になります。)	※左記の郵便切手合計額は、債務者・第三者が各1名の場合です。 (内訳) ○530円(申立人への告知用・債務名義還付用) ○660円×第三者数(第三者への告知用) ○590円×第三者数(第三者から裁判所への送付用) ○110円×第三者数(第三者から申立人への送付用) ○110円(債務者への通知用) ○110円(申立人への保管金提出書送付用) ※第三者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて1360円分(500円×2枚、110円×2枚、50円×2枚、20円×2枚)の郵便切手を予納してください。
	情報取得(給与)	4	1	7		2	2		3260円		※左記の郵便切手合計額は、債務者・第三者が各1名の場合です。 (内訳) ○1220円(債務者への送達費用) ○110円(申立人への告知用) ○660円×第三者数(第三者への告知用) ○590円×第三者数(第三者から裁判所への送付用) ○110円×第三者数(第三者から申立人への送付用) ○110円(債務者への通知用) ○460円(債務名義返還用) ※第三者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて1360円分(500円×2枚、110円×2枚、50円×2枚、20円×2枚)の郵便切手を予納してください。
保全 (地裁)	債権仮差押	7		5	5	2	4		4730円		※左記の郵便切手合計額は、債務者・第三債務者が各1名の場合です。 (内訳) ○1220円×債務者数(債務者用・目録の枚数による) ○1220円(債権者(代理人)用・目録の枚数による) ○1290円×第三債務者数(第三債務者への告知用) ○300円×第三債務者数(速達料) ○590円×第三債務者数(裁判所への陳述書返送用) ○110円×第三債務者数(債権者への陳述書返送用) ※債権者(代理人)に交付送達が可能の場合は債権者用の1220円及び陳述書返送用110円は不要です。 ※第三債務者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて2290円分(500円×3枚、110円×3枚、100円×3枚、50円×2枚、20円×3枚)の郵便切手を予納してください。
	仮差押え禁止債権の範囲変更	6		8	2	1	2		4170円		(内訳) 1290円×1組 1220円×2組 110円×4枚
	不動産仮差押・仮処分 (処分禁止)	6		5	3	2	2		3990円		※左記の郵便切手合計額は、債務者1名、登記所1か所の場合です。 (内訳) ○1220円×債務者数(債務者用・目録の枚数による) ○1220円(債権者(代理人)用・目録の枚数による) ○590円×登記所数(登記嘱託送付料) ○300円×登記所数(速達料) ○660円×登記所数(登記返送料) ※登記所が1か所増えるごとに、上記(内訳)に加えて登記嘱託に要する費用として1550円分(500円×2枚、110円×1枚、100円×3枚、50円×2枚、20円×2枚)の郵便切手を予納してください。 ※滞納処分による差押登記がある場合、上記(内訳)に加えて滞納処分庁ごとに110円(徴収職員への通知用)の郵便切手を追加してください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金 (お釣りのないように 御準備ください。)	備 考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円			
保全 (地裁)	不動産仮処分 (占有移転禁止)	4		4					2440円		※左記の郵便切手合計額は、債務者・債権者が各1名の場合です。 (内訳) ○1220円×債務者数(債務者用・目録の枚数による) ○1220円×債権者数(債権者(代理人)用・目録の枚数による) ※債務者又は債権者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて1220円分(500円×2枚、110円×2枚)の郵便切手を予納してください。
	動産仮差押え	4		4					2440円		※左記の郵便切手合計額は、債務者・債権者が各1名の場合です。 (内訳) ○1220円×債務者数(債務者用・目録の枚数による) ○1220円×債権者数(債権者(代理人)用・目録の枚数による) ※債務者又は債権者が1名増えるごとに、上記(内訳)に加えて1220円分(500円×2枚、110円×2枚)の郵便切手を予納してください。
保護命令	保護命令	2	1	5		1	2	3	2020円		
労働審判	労働審判	5		8		3	5	7	3700円	4000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合。郵便切手で 納付する際は、不要。)	
非訟事件	共有に関する非訟事件 (所在等不明共有者共有物管理・変更決定、賛否不明共有者の共有物管理決定、所在等不明共有者持分取得決定、所在等不明共有者持分譲渡権限付与決定)	8		16		6	15	14	6500円		※共有者等が1名増えるごとに、2440円分の郵便切手(内訳:500円4枚、110円4枚)を追加してください。 ※左記の郵便切手のほか、申立の種類によって「官報公告料」が必要となります。
	土地等の管理に関する非訟事件 (所有者不明土地(建物)管理命令、管理不全土地(建物)管理命令)	8		16		6	15	14	6500円		※左記の郵便切手のほか、申立の種類によって「官報公告料」が必要となります。